

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

技術等級制度規程

(目的)

第1条 技術等級制度は、つぎの目的をもって行うものとする。

- (1) ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上するための目標を与える。
- (2) ソフトテニスの指導体系を確立する。
- (3) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という）及び各支部各加盟団体（以下「支部」という）の健全な財政を確立することを目的として行うものとする。

(等級区分)

第2条 ~~技術等級制度は、技術等級及び指導等級により構成し、それぞれ次のとおり等級区分を設ける~~ 次のとおりとする。

(1) 技術等級

Master (Ma)

Expert (Ex)

Senior Expert (S-Ex)

Specialist (Sp)

Senior Specialist (S-Sp)

1 級

2 級

3 級

4 級

Master(Ma)は、Expert(Ex)・SeniorExpert(S-Ex) あるいは Specialist(Sp)・Senior Specialist(S-Sp) 保持者の中で、特にソフトテニス界に功労のあった45歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき、~~日本連盟及び各支部の選考によって認定する。~~日本連盟が認定する。

SeniorExpert(S-Ex)・Senior-Specialist(S-Sp) は、各種大会における年齢種別が50歳以上の部に適用される。

(2) 指導等級資格を次のとおりとする。

~~子. 名誉指導員~~

~~イ. 指導員~~

~~ウ. 準指導員~~

(受検資格)

第3条 次条に規定する技術等級及び指導等級資格の認定を受けようとする者は、日本連

盟に会員登録した者でなければならない。

(認定方法)

第4条 技術等級の認定は、次の各号に掲げる方法により別表第1 (技術等級検定基準)

~~（大会実績に基づく認定基準）~~又は別表第2 （大会実績に基づく認定基準） ~~（技術等級検定基準）~~に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。

なお、大会実績による申請は、当該大会終了後1年以内とする。

(1) Expert、Senior-Expert、Specialist 及び Senior-Specialist は大会実績のみにより

認定する。

(2) 1級～4級までは検定会又は大会実績により認定する。

2 名誉指導員の認定は、ソフトテニス界に功労のあった45歳以上の者とし、支部からの推薦に基づき日本連盟及び各支部の会長が認定する。

（検定会）

第5条 技術等級の検定会は、各支部において、随時開催する。

2 検定会は、別表第21に定める技術等級検定基準に基づき、検定員が実施する。この場合において、検定員は補助員を依頼することができる。

（認定手続）

第6条 日本連盟及び各支部は、第4条の規定に基づき ~~技術等級及び指導等級を認定技術~~

等級あるいは名誉指導員資格を認定したときは、速やかに技術等級認定登録者名簿に登録するとともに、認定者に対し「認定証」及び「認定バッジ」等を交付するものとする。

（検定員）

第7条 検定員は、~~指導員、準指導員及び公認スポーツ指導員並びに支部長が適切と認め~~  
た者日本連盟「技術等級検定員規程」に該当する者がなることができる。

（変更届）

第8条 認定を受けた技術等級又は指導等級指導資格に係る登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「登録事項変更届」を所属支部に提出しなければならない。

~~（附則）~~

~~第9条 この規程に定める指導等級のうち指導員と準指導員については、平成2年1月27日をもって認定を停止する。~~

~~なお、既に取得している指導員、準指導員資格は以降も有効とする。~~

別表第1 ~~（大会実績に基づく認定基準）~~ （技術等級認定基準）

別表第2 ~~（技術等級認定基準）~~ （大会実績に基づく認定基準）

# 公益財団法人日本ソフトテニス連盟

## 技術等級検定員規程

( 任 務 )

### 第 1 条

- (1) 検定員は、技術等級の検定会を実施し、検定結果の判定と指導を行う。
- (2) 検定員は、~~検定会の内容及び結果を、支部を通して日本連盟に~~加盟団体（以下「支部」という）を通して日本連盟に検定会の内容及び結果を支部を報告するとともに、認定希望者からの「認定登録申請書」を取りまとめ連盟へ提出する。
- (3) 検定員は、受検者からの所定の受検料及び認定料を徴収し、受領証を発行するとともに所定の手続きにより入金する。

(検定員~~手続~~)

### 第 2 条

- (1) 検定員は、~~指導員・準指導員、公認スポーツ指導員及び支部長が適切と認めた~~名誉指導員及び（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有し、且つ技術等級制度の Specialist (S-Sp 含む) 以上の資格を有する者の中から~~支部長~~各支部の会長が認定する。

- (2) 上記に関わらず、3級・4級の検定については、各支部の会長が適切と認める者を認定することができる。

( 研 修 )

第 3 条 検定員は、本制度の目的に従い常に研修に努めなければならない。

(費用の支給)

第 4 条 支部の検定員が検定会を開催し、その内容および結果を報告し、認定手続きを取

ったときは、次のとおり費用を支給する。

(1) 検 定 員

検定費として、1日10,000円以内とし、別途旅費を支給する。

(2) 補 助 員

検定補助費として、1日5,000円以内とし、別途旅費を支給する。

(3) 上記(1)(2)の費用は、当該検定会の受検料総額から検定会開催の諸経費を差し引いた金額の範囲を限度とする。

# 公益財団法人日本ソフトテニス連盟

## 技術等級制度規程施行細則

(技術等級制度の運営)

第 1 条 本制度は理事会の承認を得て、公益財団法人日本ソフトテニス連盟・~~指導委員会~~  
~~競技委員会~~ (等級制度部会) が運営を統轄する。

(~~指導委員会~~ ~~競技委員会~~ 「等級制度部会」の任務)

第 2 条 理事会の承認に基づく「技術等級制度規程」・「技術等級検定基準」・「技術等  
級検定員規程」・「技術等級制度規程施行細則」により、本制度を執行する。

主な任務は、次のとおりとする。

(1) 各等級受検者と大会実績に基づく申請者の認定

~~(2) 中央研修会の開催~~

~~(3)~~ (2) 認定証・認定バッジの交付

~~(4)~~ (3) 各等級受検者の名簿管理

~~(5)~~ (4) 支部加盟団体 (以下「支部」という) からの認定料の受領、受領証の発行および  
支

部への還元

~~(6)~~ (5) 理事会の承認に基づく、本制度諸規程の改正

(各支部の任務)

第 3 条 本制度による検定を実施する。

主な任務は、次のとおりとする。

(1) 検定会の開催と検定結果の報告

(2) 大会実績に基づく、申請の確認と報告

(3) 申請支部変更の確認と報告

(4) 各等級受検者 受検者 の名簿管理

(5) 受検料・申請料・申請支部変更料・認定料の徴収・受領証の発行および認定料の連盟  
への入金

(6) 認定証・認定バッジの配布

(7) 検定員の認定

~~(8) 検定員研修会の開催~~